

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 6 月 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
(平成 27 年 3 月町田市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(利用者負担額等) 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ（1）若しくはロ（1）又は第3号イ（1））に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、0円とする。 2 法附則第6条第4項に規定する保育費用を保護者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、<u>0円とする。</u>	(利用者負担額等) 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ（1）若しくはロ（1）又は第3号イ（1））に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）における利用者負担額にあつては0円、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）における利用者負担額にあつては別表に定めるとおりとする。</u> 2 法附則第6条第4項に規定する保育費用を保護者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、<u>前項の例による。</u> <u>（利用者負担額等の階層区分の変更）</u> <u>第4条 市長は、特に保護者等の負担を軽減する必要があると認めるときは、当該保護者等に係る前条に規定する利用者負担額等の階層の区分を変更することができる。</u> <u>（督促）</u> <u>第5条 市長は、法附則第6条第4項の規定により保護者等から徴収する</u>

費用について、当該保護者等が納期限までに当該費用を完納しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して１０日を経過した日とする。

（委任）

第６条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市規則（以下「規則」という。）で定める。

別表（第３条関係）

満３歳未満保育認定子どもにおける利用者負担額表

<u>保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分</u>		<u>利用者負担額の月額（円）</u>	
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>	<u>保育標準時間認定者</u>	<u>保育短時間認定者</u>
<u>A</u>	<u>生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）の規定による支援給付を受けている者又は児童福</u>	<u>０</u>	<u>０</u>

	<u>祉法（昭和２２年法律 第１６４号）第６条の ４に規定する里親が属 する世帯</u>			
<u>B</u>	<u>A 階 層 を 除 く</u>	<u>市町村民税 非課税世帯</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>C</u>	<u>世 帯 で 保 育 を 受 け る</u>	<u>均等割のみ 課税されて いる世帯</u>	<u>4, 5 0 0</u>	<u>4, 2 0 0</u>
<u>D－１</u>	<u>年 度 の 市 町 村 民 税 が 右 の 区</u>	<u>所得割が 1 2, 0 0 0 円 未満の世帯</u>	<u>5, 1 0 0</u>	<u>4, 5 0 0</u>
<u>D－２</u>	<u>分 に 該 当 す る 世 帯</u>	<u>所得割が 1 2, 0 0 0 円 以上 3 0, 0 0 0 円 未 満 の世帯</u>	<u>5, 7 0 0</u>	<u>5, 1 0 0</u>
<u>D－３</u>		<u>所得割が 3 0, 0 0 0 円 以上 4 8, 6 0 0 円 未 満 の世帯</u>	<u>6, 4 0 0</u>	<u>5, 8 0 0</u>
<u>D－４</u>		<u>所得割が 4 8, 6 0 0 円 以上 5 2, 0</u>	<u>7, 7 0 0</u>	<u>7, 0 0 0</u>

		帯	
--	--	---	--

備考

1 保育標準時間認定者とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けている者をいう。

2 保育短時間認定者とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けている者をいう。

3 ひとり親世帯等（所得割が77,101円以上の世帯を除く。）におけるこの表の規定の適用については、「

<u>4,500</u>	<u>4,200</u>
<u>5,100</u>	<u>4,500</u>
<u>5,700</u>	<u>5,100</u>
<u>6,400</u>	<u>5,800</u>
<u>7,700</u>	<u>7,000</u>
<u>9,900</u>	<u>9,200</u>
<u>13,200</u>	<u>11,900</u>
<u>16,800</u>	<u>14,900</u>
<u>19,700</u>	<u>17,700</u>

」とあるのは「

<u>1,500</u>	<u>1,400</u>
--------------	--------------

<u>1, 5 0 0</u>	<u>1, 4 0 0</u>
<u>1, 5 0 0</u>	<u>1, 4 0 0</u>
<u>1, 5 0 0</u>	<u>1, 4 0 0</u>
<u>2, 3 0 0</u>	<u>2, 1 0 0</u>
<u>3, 0 0 0</u>	<u>2, 7 0 0</u>
<u>4, 0 0 0</u>	<u>3, 6 0 0</u>
<u>5, 0 0 0</u>	<u>4, 5 0 0</u>
<u>5, 9 0 0</u>	<u>5, 3 0 0</u>

」とする。

4 この表の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者に子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合には、当該特定被監護者等のうち最年長者以外の全ての満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の月額は、0円とする。

5 この表及び第3項の規定の適用については、規則で定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育（以下これらを「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に受けた特定教育・保育等については、なお従前の例による。